

令和 7 年度 会計年度任用職員の登録について

会計年度任用職員の登録とは、令和 7 年度中に役場庁舎や学校、公共施設で生ずる繁忙時期の業務や臨時的な業務に備え、臨時職員を希望する方から登録書兼履歴書を提出いただき、登録をしていただくものです。登録の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までです。

令和 7 年度中に任用を必要とする業務が生じた場合は、登録していただいた方の中から、その業務に適格であると認められる方を選考し、ご本人へ連絡いたします。募集人数に限りがありますので、ご登録いただいたとしても、最終的に任用されないことがありますので、あらかじめご了承ください。

令和 7 年 4 月からの任用に係る選考結果については、令和 7 年 3 月中旬以降に任用予定者に通知する予定です。

また、2 月の一斉受付期間終了後も、随時、登録受付を行いますので、希望される方は総務課庶務係へご提出ください。

会計年度任用職員制度とは

令和 2 年 4 月から地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するため、これまでの「日々雇用職員」はすべて「会計年度任用職員」となりました。「会計年度任用職員制度」へ移行することにより報酬単価や期末手当の支給（一定要件あり）、休暇制度が整備されるなど、勤務条件が見直されています。

身分は一般職の地方公務員（非常勤職員）となるため、地方公務員法に定める服務規律が適用されます。任用後 1 カ月間は条件付き採用となり、全ての職種に人事評価制度が導入されます。

山辺町総務課庶務係
TEL023-667-1111

令和7年度 山辺町会計年度任用職員募集案内

～令和7年度会計年度任用職員の登録を受け付けます～

令和7年度に、山辺町の会計年度任用職員として勤務を希望される方は、是非お申し込みください。

【受付場所・期間】

受付場所：山辺町総務課庶務係

期 間：2月3日（月）～2月20日（木）

午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

【登録方法】

- ・登録書兼履歴書は総務課に準備しております。希望する職種を明記のうえ写真を添付し提出してください。登録書兼履歴書は町ホームページからダウンロードすることも可能です。
- ・登録書兼履歴書を提出する際は、直接持参いただくか、郵送でも可能です。
- ・資格を要する職種（看護師・保育士等）については、当該資格を証する書類の写しを添付して下さい。

【募集職種・報酬額・勤務時間】

- ・詳細につきましては別紙一覧表をご覧ください。
- ・一部の職種や別に定める場合を除き、原則として土日・祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日）は休日となります。

【登録有効期間】

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

（令和6年度に会計年度任用職員の登録をしている方も新たに登録が必要です。）

【任用期間】

令和7年4月1日から令和8年3月31日までのうち必要な期間

（ただし、年度の途中に任用を要する事由が生じた場合は、登録している方の中から随時任用します。）

【雇用手続き】

- ・雇用を必要とする業務が生じた場合に、登録者の中から選考・面接し任用します。2月下旬以降に内定を行い、3月中旬以降に任用予定者に通知します。
- ・4月当初からの任用は、受付期間内に登録した方を優先しますが、登録はその後も随時受け付けます。
- ・登録をしても、必ず雇用されるとは限りませんのでご了承ください。

【保険・休暇等】

- ・社会保険等については、健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところにより、加入要件を満たす場合は適用となります。
- ・令和4年10月より、法律改正に伴い加入要件が変更となり、社会保険等への加入が必要となる場合があります。また、保険者が、山形県市町村職員共済組合となります。
- ・休暇制度として、任用期間や勤務日数に応じて、年次有給休暇や特別休暇（忌引や夏季休暇等）が付与されます。
- ・通勤距離に応じて通勤費用相当額が支給されます。

【期末手当・勤勉手当】

6月1日と12月1日に在職する方で、任期が6ヶ月以上の場合に対象となります。

（ただし、1週間当たりの勤務が15時間30分未満の場合は支給対象外）

【服務規律等】

- ・地方公務員に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。服務規定に反した場合は、懲戒処分の対象となります。
- ・任用は、条件付となり任用後1ヶ月間を良好な成績で勤務したときに正式任用となります。
- ・会計年度任用職員は、人事評価制度の対象となります。1会計年度終了後、人事評価制度により公募によらず再度任用される場合があります。

◎不明な点・詳細については、お問い合わせください。